

指導監査において多く見られる指摘事項
【施設運営面（児童福祉施設、婦人保護施設）】

●防災、防火対策関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
防災計画について	利用者の心身の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえた防災計画の策定や、避難及び連携体制等の対策を講じていない。	台風や豪雨等による自然災害の発生により、施設利用者や職員等が被害に遭うケースが増えています。非常災害時の避難方法や職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えることが重要です。その他にも、日頃から気象情報等に関する情報の収集に努めること、消防等関係機関との通報・連携体制を整備すること、消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築等にも努めてください。
訓練結果について	避難訓練や消火訓練等の訓練結果について、訓練内容、反省点及び改善点等を記録に残し、欠席者も含めた職員間で共有できていない。	避難訓練や消火訓練等については、施設設備基準等で実施回数が定められています。決められた回数をこなすだけにならないよう、職員の防火（防災）意識の向上のために、訓練結果の記録を残し、その記録を回覧する等して共有してください。
防災措置について	カーテンやじゅうたんなど、防災性能を有するものを使用していない。	火災による死傷者を防ぐため、消防法第8条の3第1項及び消防法施行令第4条の3に基づき、以下の製品には防災性能を有するものを使用してください。 ・長さ1m以上の布製の暖簾やカーテン、装飾幕等 ・面積2㎡超のじゅうたん
消防用設備等の点検及び報告並びに整備について	消防用設備等について、6か月に1回の機器点検及び1年に1回の総合点検を行っていない。	消防法第17条の3の3に基づき、防火対象物の関係者は、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について、定期的に点検して、その結果を消防署長に報告しなければなりません。 消防用設備等定期点検報告制度については、神戸市消防局のホームページを確認してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a92906/bosai/shobo/sasatsu/teikitenken.html
	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を整備していない。	消防法第17条第1項では、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように維持しなければなりません。不備・不良箇所が発見された場合は、速やかに是正するよう対応してください。

指導監査において多く見られる指摘事項
【施設運営面（児童福祉施設、婦人保護施設）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
避難上必要な施設等の管理について	避難経路及び非常口付近に避難の妨げになるものを置いている。	指導監査時の施設見学において、通路に段ボール等が置かれていたり、洗濯物の室内干しにより防火戸の開閉が妨げられるケースが見受けられます。 消防法第8条の2の4では、避難や防火戸の閉鎖の支障になる物件が放置されたままにならないよう、管理しなければならないとされています。利用者が容易に避難できるために、日頃から点検を行ってください。

●秘密保持関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
職員の秘密保持のための措置について	すべての職員から、秘密保持に関する誓約書を徴していない。	職員が業務上知りえた秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことの無いよう、すべての職員から徴する等の措置を講じなければなりません。 「すべての職員」とは、正規職員だけではなく、非常勤職員やパート（アルバイト）職員も含まれます。

●職員の処遇関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
育児・介護休業規程について	最新の育児・介護休業法に準拠した規程になっていない。	育児・介護休業法は、育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進することを目的としています。 事業主が、育児又は家族の介護を行う労働者等に対して講じなければならない支援措置等が規定されているため、法改正があれば、これに準拠した規程とするように対応してください。
時間外労働等に関する協定について	労働基準法第36条に基づく「時間外労働及び休日労働に関する協定届」が、（期間満了前に）労働基準監督署に届けられていない。	労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間、1週40時間以内とされています。この労働時間を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結と、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

指導監査において多く見られる指摘事項
【施設運営面（児童福祉施設、婦人保護施設）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
労働時間の適正な管理について	労働者の始業・終業時間について、タイムカードやICカード等を使った客観的な記録により管理していない。	労働安全衛生法第66条の8の3及び労働安全衛生規則第52条の7の3において、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しています。 労働時間の把握については、労働者の自己申告制によると過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じるため、タイムカード、ICカードの記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することが望ましいです。
職員の健康管理について	衛生推進者を選任していない。	衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場の衛生水準の向上を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、衛生推進者を選任し、健康確保などに係る業務を担当させなければなりません。 選任した時に、その旨を所轄労働基準監督署に報告する必要はありませんが、関係労働者に周知しなければなりません。
雇入れ時の健康診断について	常時使用する労働者を雇い入れる際に、健康診断を実施していない。	労働安全衛生施行規則第43条では、常時使用する労働者の雇い入れの直前又は直後に、健康診断を実施しなければなりません。 この健康診断はあくまでも採用後の適正な配置や健康管理のために行うものであり、定期健康診断とは異なるので、留意してください。

●施設会計関連

指摘事項	指摘内容	ポイント
内部牽制体制について	現金管理及び固定資産管理において、内部牽制に配慮した業務分担体制になっていない。	会計責任者と出納職員の兼務を避けるなどの内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めてください。
収納した金銭の保管について	収納した現金を、経理規程に定める期間内に金融機関に預けていない。	収納した現金は、紛失、盗難等のおそれがあるため、定期的に金融機関へ預け入れることが望ましいです。施設の実情に合わせて、適切な期間を設定してください。
現金の残高確認について	現金残高の確認を行っていない。	小口現金に限らず、寄附金や利用料金等施設にあるすべての現金についても、経理規程に定めるタイミングで、実際の現金残高が小口現金出納帳等の残高と一致していることを確認してください。

指導監査において多く見られる指摘事項
【施設運営面（児童福祉施設、婦人保護施設）】

指摘事項	指摘内容	ポイント
固定資産の管理について	経理規程に基づく固定資産管理台帳の整備や固定資産の現物確認を行うなどといった、固定資産の保全状況及び異動について記録していない。	固定資産の取得時には、固定資産管理台帳に登録を行い、処分時には除却手続きが必要です。年に一度（年度末）には、固定資産管理台帳に記載されている各資産が実際に存在すること、異動の有無等について実地調査を行い、記録に残してください。また、その記録は、会計責任者や理事長に必ず報告してください。